

政策所管部局	官房施設課	評価実施主体	官房施設課
<b>事業等の内容</b>	<p><b>(事業等の名称)</b> 宮崎法務総合庁舎新営工事</p> <hr/> <p><b>1 事業等の目的・目標</b></p> <p>宮崎地方検察庁ほか4官署の現況は、老朽、狭あい、機能不備等で、業務の処理、来庁者対応機能等に支障を来している。</p> <p>これらの問題の解消を図る必要から抜本的対策として、新営するものである。</p> <p>新営するに当たっては、各官署の重点施策と連動した施設整備を行うことにより、業務上の効率及び利用者への利便を得ることを目標としている。</p> <p>(4官署の個別的理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宮崎地方検察庁(単独庁舎)</li> </ul> <p>現庁舎は、昭和43年3月に建築された鉄筋コンクリート造り3階建ての建物であるが、建築後、既に33年が経過しており、経年による老朽化が著しく、外壁に浮き及び亀裂が、内壁及び床に亀裂がそれぞれ発生している上、壁及び天井等の汚損も著しい。また、給水管についても腐食が著しく、赤水の発生があり、給水管改修工事を実施する必要がある。</p> <p>庁舎建築当時からすると職員数は増加し、OA機器の導入及び各種備品の整備が行われたことから取調室及び各事務室が狭あいとなり、執務環境が悪化している。よって、以上の問題は、早急に庁舎を新営し解消を図る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宮崎法務総合庁舎入居官署</li> </ul> <p>ア 宮崎地方法務局</p> <p>現庁舎は、昭和50年築の法務総合庁舎であるが、登記事件の増加とそれに伴う大型事務能率機器の導入等に加え、近隣の田野出張所、高岡出張所、本庄出張所及び砂土原出張所を統合受入れしたために、庁舎が著しく狭あい化し、効率的な事務処理を阻害しているとともに、来庁者に対する窓口サービスの低下を招いている。</p> <p>よって、これらを解消するためには、早急に庁舎の新営を図る必要がある。</p> <p>イ 宮崎保護観察所</p> <p>OA機器(事件管理システム、WANシステム、ADAMSシステム、庁内LANシステム等)の導入に伴い、事務室が狭あいとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福岡入国管理局宮崎出張所</li> </ul> <p>平成11年10月1日に新設された出張所で、新設当初、入居可能な国の施設が存在しなかったため、現在の宮崎空港ビル内に有償で入居することとなったものであるが、宮崎市内に庁舎を建設し、もって増加している在留外国人申請者への利便を図るとともに、賃貸ビルでの業務を解消するものである。</p> <p><b>2 具体的内容</b></p> <p>新営整備での計画地は、宮崎地方・簡易・家庭裁判所の前に位置(旧裁判所敷地)し、好立地条件を備えている。その計画地に新営の必要に迫られている4官署を法務総合庁舎として集約整備し、土地の有効利用、業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図るものである。</p>		
<b>評価手法等</b>	<p>「法務省大臣官房施設課における事業評価システムの概要」(別添資料)のとおりである。</p>		

	<p>なお，事業費要求段階に費用効果分析まで含めて総合評価することとしている。</p>
<p><b>評価結果</b></p>	<p>[ 事業の評価項目 ]</p> <p>1 事業の緊急性に関する評点が100点以上であること  事業の緊急性 102.5点  ・老朽，狭あい，法務局（出）統合受入れ</p> <p>2 計画の妥当性に関する評点が100点以上であること  計画の妥当性 133.0点  ・位置 規模，構造</p> <p>新規事業採択の要件を満たしているので，平成14年度は地質等の調査費を要求する。  なお，地質等の調査を実施し，3「事業の効果」におけるC（建設費）の精度を高め，事業費要求の可否を判断する。</p>
<p><b>評価結果に基づく措置状況</b></p>	<p>1 平成14年度に土質調査等の敷地調査費が認められ，同年度に敷地調査を実施した。</p> <p>2 平成15年度に新営予定敷地内にある旧裁判所庁舎の解体予算を要求している。</p> <p>3 今後，上記の敷地調査結果を踏まえて，建設コストをより精密に算出するとともに，ライフサイクルコスト等を算出して，費用対効果までを含めた評価を実施し，平成16年度以降に本体事業予算を要求し，本体事業に着手する予定である。</p>
<p><b>備 考</b></p>	

## 法務省大臣官房施設課における事業評価の概要

# 第1. 法務省大臣官房施設課における事業評価システム概要

## 1. 法務省の政策評価の概要

ここでは、法務省大臣官房施設課の政策評価の概要を以下に示す。

### (1) 政策評価導入の目的

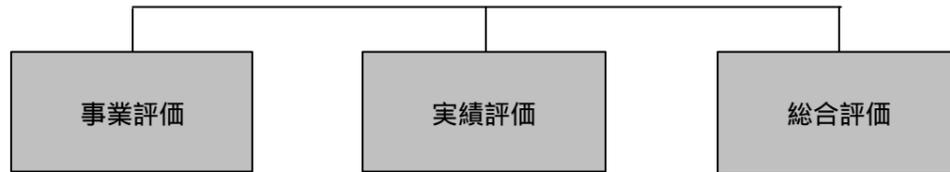
法務省における政策評価は、主として以下の目的で行うものとする。

- (1) 国民に対する行政の説明責任を徹底すること。
- (2) 国民本位の効率的で質の高い行政を実現すること。
- (3) 国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図ること。

### (2) 法務省における政策評価の方式

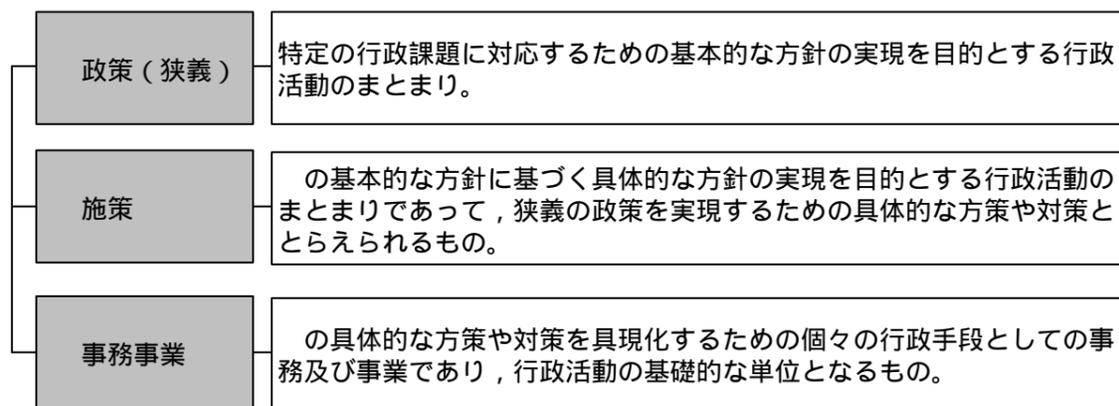
#### ア. 基本的な考え方

法務省における政策評価の方式は原則として以下の3方式とする。



#### イ. 評価の対象範囲

政策評価の対象となる「政策」は、法務省の掌握する政策であって、次に掲げるものとする。

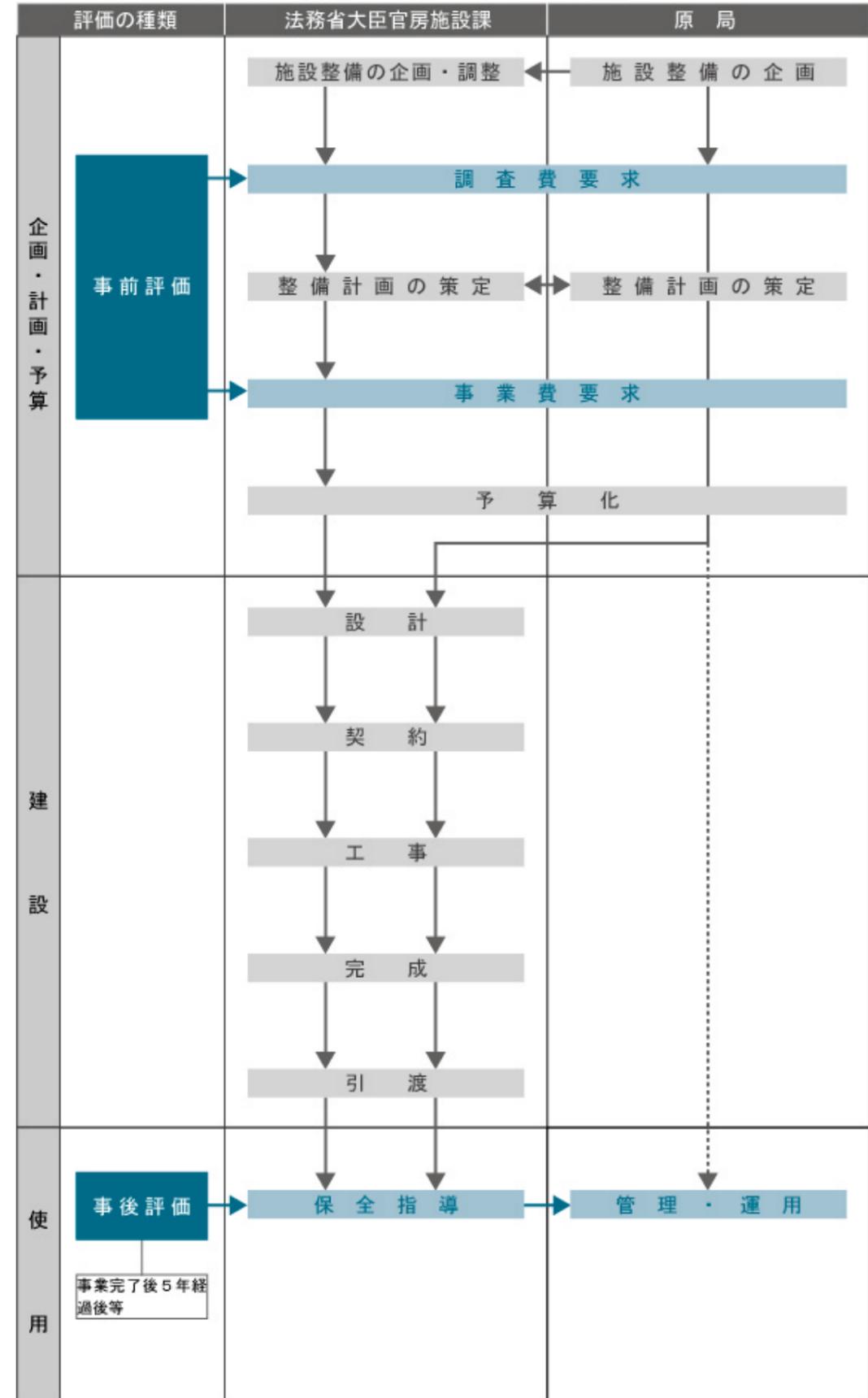


### (3) 評価の位置付け

法務省大臣官房施設課の実施する政策評価は事業評価とし、予算段階の予算要求の時点で実施する事前評価、使用段階の保全指導、管理・運用時点で実施する事後評価がある。

以下に法務省大臣官房施設課の業務の流れと評価の位置付けを示す。

法務省大臣官房施設課の施設整備の業務の流れと評価の位置付け



## 2. 事前評価の概要

### (1) 目的

法務省大臣官房施設課の施設整備事業の透明性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、費用対効果分析を含め、総合的な評価を実施することとする。

### (2) 評価を実施する事業

- ・事業費10億円以上の新規採択事業  
ただし、以下のものは対象外とする。
- (1) 施設の部分整備（機能不備等の理由により、部分的に増築等を実施する事業）を実施する整備事業。
- (2) 宿舍整備事業。
- (3) 施設特別整備事業（整備済み施設における経年等の理由により、現にあるものの補修及び取替え等を実施する整備事業）。
- (4) 不動産購入事業。
- (5) 災害復旧事業。
- (6) 緊急整備事業等。

### (3) 評価方法

- ・事業の緊急性
- ・計画の妥当性
- ・事業の効果

評価の精度を向上するため、実施の状況を踏まえて、評価手法の改善を検討していくものとする。

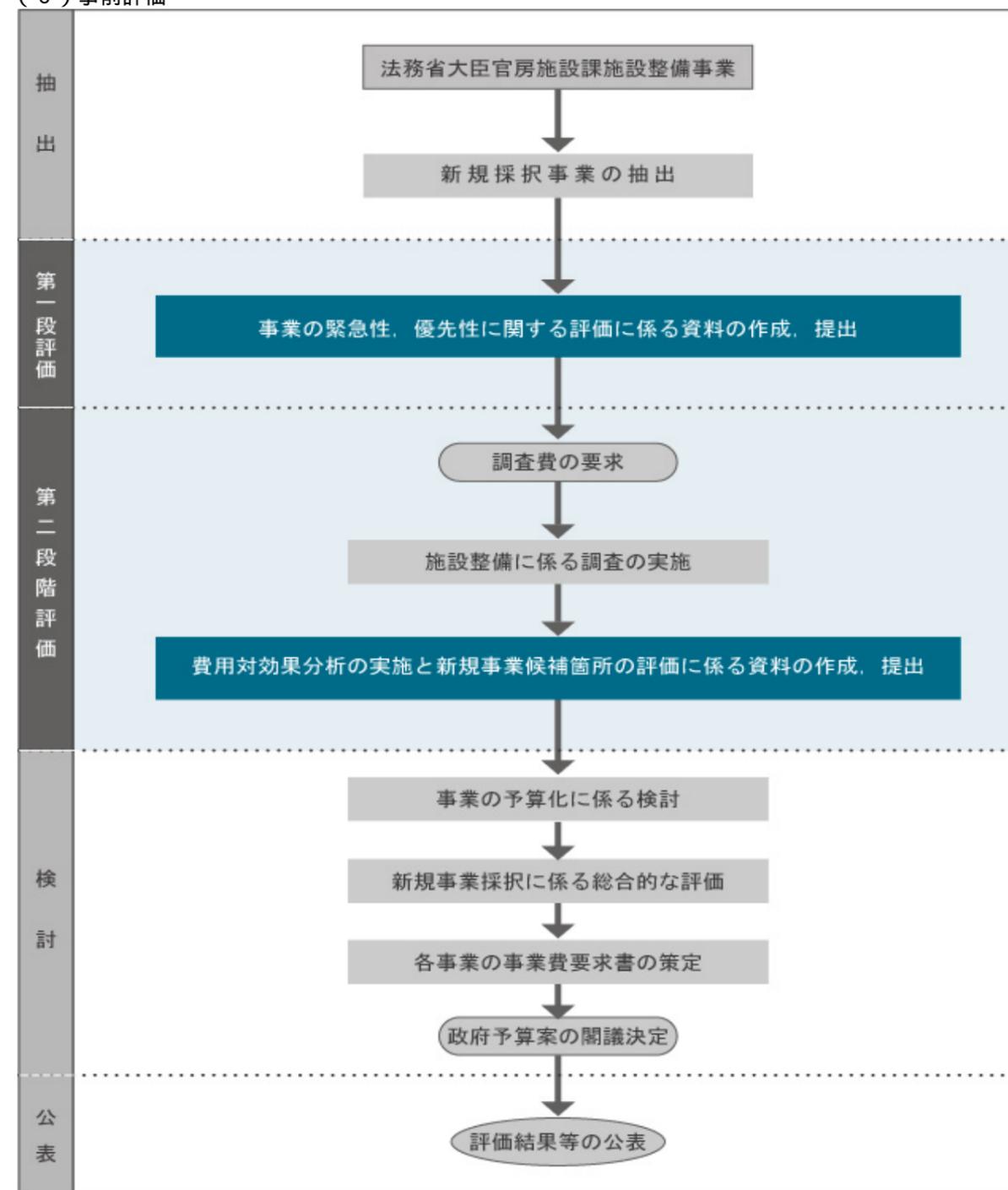
### (4) 実施時期

第一段階として新規事業の調査工事要求時に、事業の緊急性について実施する。  
第二段階として新規事業の調査工事計上年度に事業の緊急性、計画の妥当性、事業の効果について実施し、総合評価をまとめ事業要求に備える。  
ただし、社会的に影響もあり世間の耳目を集める大規模整備事業案等については、国会議員等に政策評価レベルの説明が必要となる場合もあり得るので、予算要求前に事業の緊急性、事業の妥当性及び事業の効果について実施することを念頭におく必要がある。  
なお、事前評価を行わず先行して調査工事を要求する理由は、事業評価の費用対効果の総費用の算出に確実性を求めるためである。

### (5) 必要経費について

事業評価実施に際しての必要経費については一般予算で要求する。

### (6) 事前評価



### 3. 事後評価の概要

#### (1) 目的

法務省大臣官房施設課の施設整備事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業完了後の事業の効果、環境影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置を検討するものであり、その結果を同種事業の計画・調査等へ反映すること等を企画するものである。

#### (2) 評価を実施する事業

法務省大臣官房施設課の施設整備事業で、事業完了後5年を経過した新営事業のうち、事業の規模・特性等を考慮して、一部を選定するものとする。

#### (3) 評価項目及び評価方法

##### 評価項目（基本方針視点）

- ・ 事業の効果
- ・ 事業による環境影響
- ・ 事業をめぐる社会経済情勢等の変化

##### 評価方法

事業全体としての評価は、基本方針を総合的に評価して決定するものとし、その結果は以下とする。

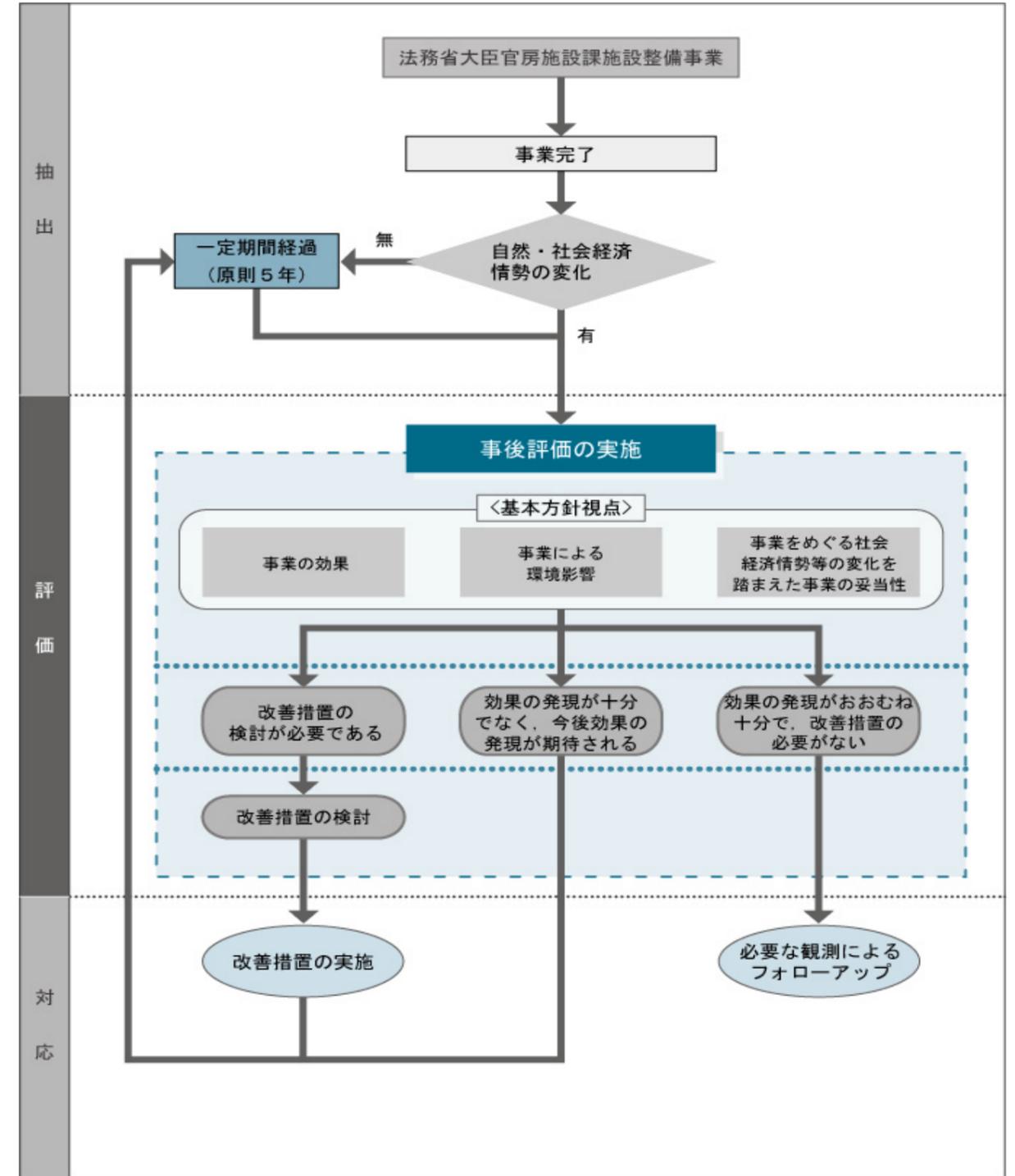
- ・ 効果の発現がおおむね十分で、改善措置の必要がない
- ・ 効果の発現が十分でなく、今後効果の発現が期待される
- ・ 改善措置の検討が必要である

事業の効果を把握する項目の1つである費用対効果分析については、事業の特性並びに事後評価実施時までの施設の利用状況、費用等の要因の変化及びその原因を踏まえ、分析の対象事業の検討を行うものとする。

#### (4) 評価結果、採択箇所の公表等

事業を実施した事業の一覧表、事後評価に係る資料、対応方針、事業評価における意見の具申内容等結論に至った経緯に関する資料とする。

#### (5) 事後評価の実施フロー



## 第2. 官署施設における事業評価

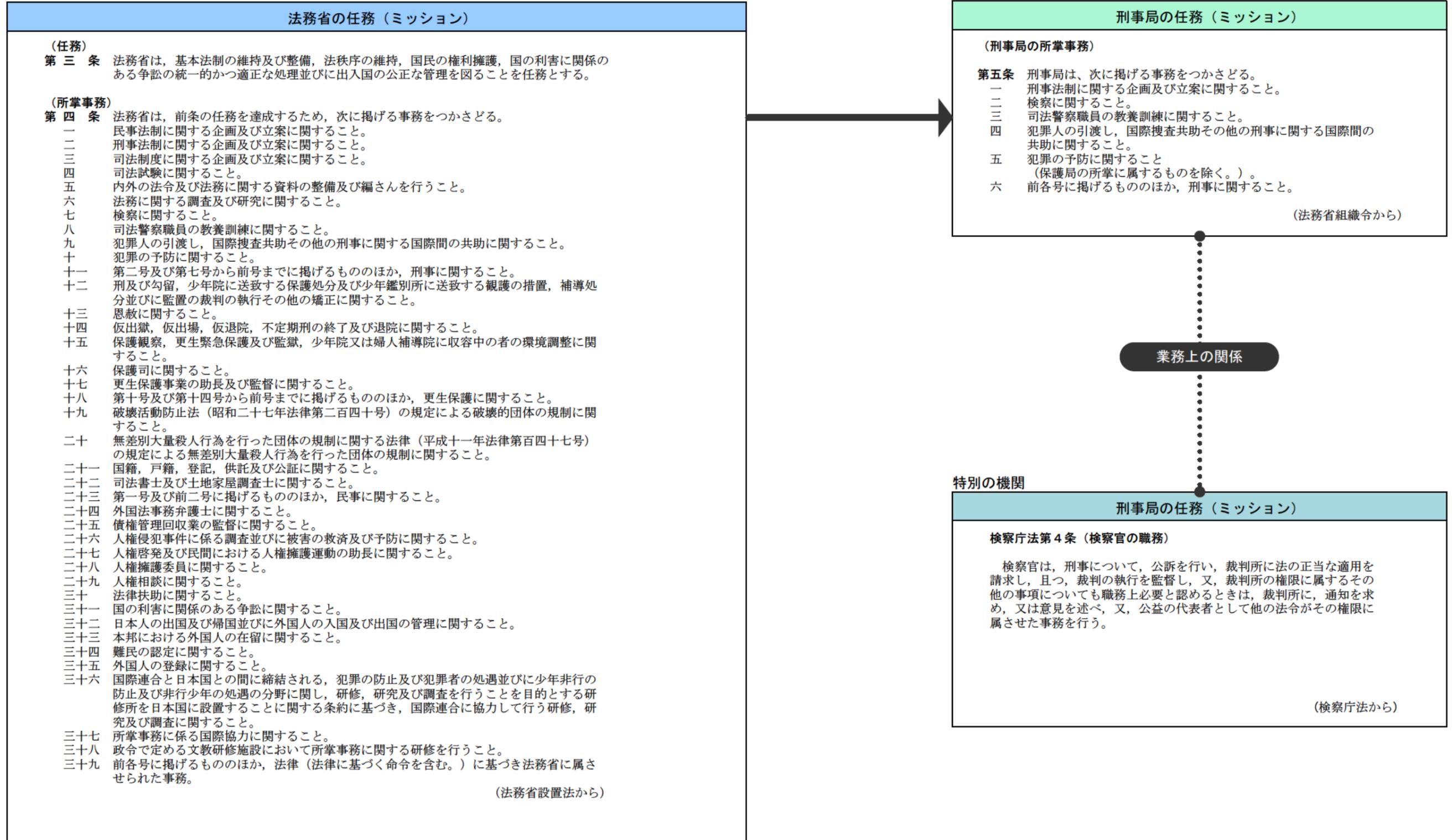
### 1. 官署施設の効果項目の抽出

ここでは、官署施設の事業評価を行うに当たり、事業実施に伴う効果項目の抽出した経緯を以下に示す。

#### (1) 官署施設の任務（ミッション）

はじめに、法務省の官署施設の検察庁と法務局の任務を法令から抽出し、所掌事務を把握する。

##### ア. 検察庁と関係部局の任務（ミッション）の把握



イ. 法務局と関係部局の任務（ミッション）の把握

法務省の任務（ミッション）	
	<div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 10px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></div> 法務局の所掌事務
<b>（任務）</b>	
第三条	法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に係りのある争訟の統一かつ適正な処理並びに出入国の公正な管理を図ることを任務とする。
<b>（所掌事務）</b>	
第四条	法務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
一	民事法制に関する企画及び立案に関すること。
二	刑事法制に関する企画及び立案に関すること。
三	司法制度に関する企画及び立案に関すること。
四	司法試験に関すること。
五	内外の法令及び法務に関する資料の整備及び編さんを行うこと。
六	法務に関する調査及び研究に関すること。
七	検察に関すること。
八	司法警察職員の教養訓練に関すること。
九	犯罪人の引渡し、国際捜査共助その他の刑事に関する国際間の共助に関すること。
十	犯罪の予防に関すること。
十一	第二号及び第七号から前号までに掲げるもののほか、刑事に関すること。
十二	刑及び勾留、少年院に送致する保護処分及び少年鑑別所に送致する観護の措置、補導処分並びに監置の裁判の執行その他の矯正に関すること。
十三	恩赦に関すること。
十四	仮出獄、仮出場、仮退院、不定期刑の終了及び退院に関すること。
十五	保護観察、更生緊急保護及び監獄、少年院又は婦人補導院に収容中の者の環境調整に関すること。
十六	保護司に関すること。
十七	更生保護事業の助長及び監督に関すること。
十八	第十号及び第十四号から前号までに掲げるもののほか、更生保護に関すること。
十九	破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）の規定による破壊的団体の規制に関すること。
二十	無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第四百七十七号）の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関すること。
二十一	国籍、戸籍、登記、供託及び公証に関すること。
二十二	司法書士及び土地家屋調査士に関すること。
二十三	第一号及び前二号に掲げるもののほか、民事に関すること。
二十四	外国法事務弁護士に関すること。
二十五	債権管理回収業の監督に関すること。
二十六	人権侵害事件に係る調査並びに被害の救済及び予防に関すること。
二十七	人権啓発及び民間における人権擁護運動の助長に関すること。
二十八	人権擁護委員に関すること。
二十九	人権相談に関すること。
三十	法律扶助に関すること。
三十一	国の利害に係りのある争訟に関すること。
三十二	日本人の出国及び帰国並びに外国人の入国及び出国の管理に関すること。
三十三	本邦における外国人の在留に関すること。
三十四	難民の認定に関すること。
三十五	外国人の登録に関すること。
三十六	国際連合と日本国との間に締結される、犯罪の防止及び犯罪者の処遇並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関し、研修、研究及び調査を行うことを目的とする研修所を日本国に設置することに関する条約に基づき、国際連合に協力して行う研修、研究及び調査に関すること。
三十七	所掌事務に係る国際協力に関すること。
三十八	政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。
三十九	前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき法務省に属させられた事務。
	（法務省設置法から）

大臣官房の任務（ミッション）（訟務部門）
<b>（大臣官房の所掌事務）</b> 第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。 二十八 国の利害に係りのある争訟に関すること。 （法務省組織令から）

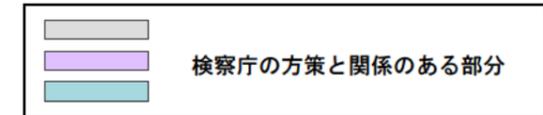
民事局の任務（ミッション）
<b>（民事局の所掌事務）</b> 第四条 民事局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 民事法制に関する企画及び立案に関すること。 二 国籍、戸籍、登記、供託及び公証に関すること（大臣官房の所掌に属するものを除く。） 三 司法書士及び土地家屋調査士に関すること。 四 公証人審査会の庶務に関すること。 五 法務局及び地方法務局の組織及び運営に関すること。 六 前各号に掲げるもののほか、民事に関すること。 七 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第九条第二項の規定による通知及び同法第三章に規定する戸籍の附票に関すること。 （法務省組織令から）

人権擁護局の任務（ミッション）
<b>（人権擁護局の所掌事務）</b> 第八条 人権擁護局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 人権侵害事件に係る調査並びに被害の救済及び予防に関すること。 二 人権啓発及び民間における人権擁護運動の助長に関すること。 三 人権擁護委員に関すること（大臣官房の所掌に属するものを除く。） 四 人権相談に関すること。 五 法律扶助に関すること。 （法務省組織令から）

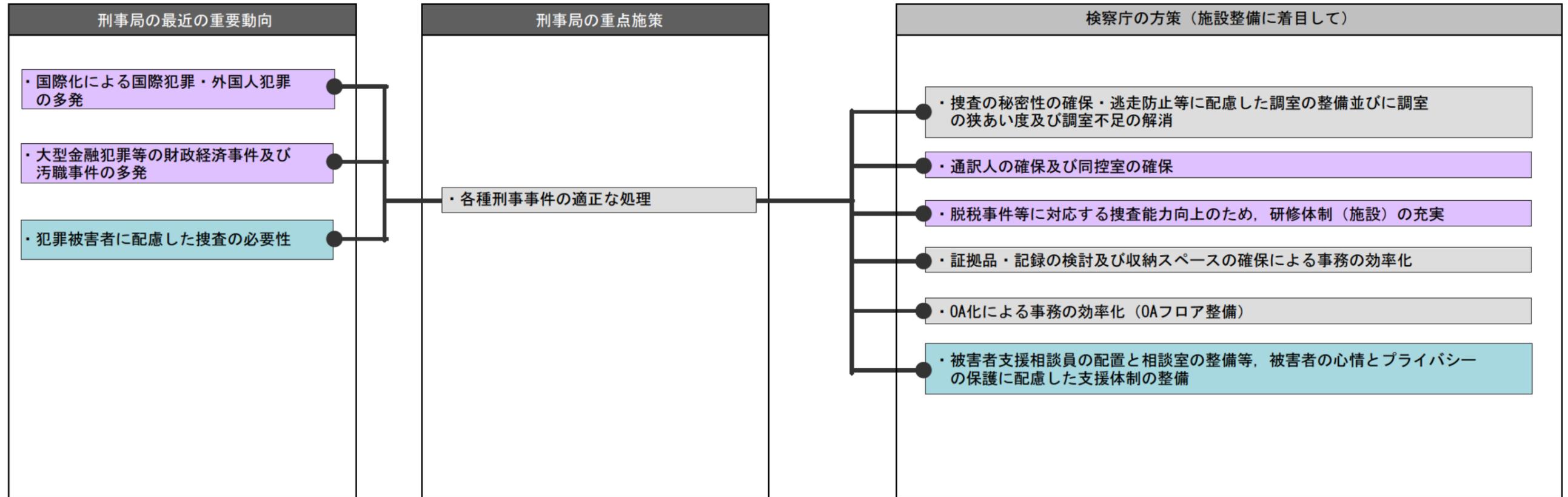
法務局の任務（ミッション）
<b>（法務局及び地方法務局）</b> 第十八条 法務局及び地方法務局は、法務省の所掌事務のうち、第四条第二十一号から第二十三号まで及び第二十六号から第三十一号までに掲げる事務並びに法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき法務省に属させられた事務を分掌する。 （法務省設置法から）

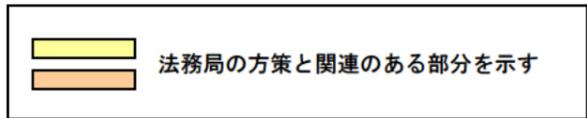
(2) 官署施設の重点施策の把握

効果項目の抽出に当たり、官署施設（検察庁、法務局）の関係機関の最近の重要動向（課題）とそれらに基づく重点施策及び官署施設の方策を明確化する。



ア. 検察庁





イ. 法務局

・大臣官房（訟務部門）

最近の重要動向
<ul style="list-style-type: none"> <li>・複雑困難化する訴訟への対応 (法律的、政治的、社会的に全く新しい問題を含む訴訟) (条約や諸外国の法制度に関する事項が問題となる訴訟) (社会的・政治的要請を反映し、緊急かつ短期的に処理しなければならない訴訟) (専門的知識を必要とする訴訟) (世相を反映した訴訟)</li> <li>・不開示処分の可否を争う情報公開訴訟</li> </ul>

重点施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型訴訟や医療過誤訴訟等の専門訴訟等の審理の充実・迅速化</li> <li>・国民の立場から積極的に協力するための体制づくり</li> </ul>

法務局の方策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記所適正配置の推進</li> <li>・登記事務のコンピュータ化の推進</li> <li>・電子認証制度</li> <li>・債権譲渡登記制度 等</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民の間に人権尊重の思想が定着するように効果的な啓発活動を展開する。</li> <li>・具体的な人権相談及び人権侵害事件の調査・処理を通して関係者に人権尊重思想の啓発を図ることにより、被疑者の救済に努める。</li> <li>・新に生起する人権問題に適切に対処する。</li> </ul>

・民事局

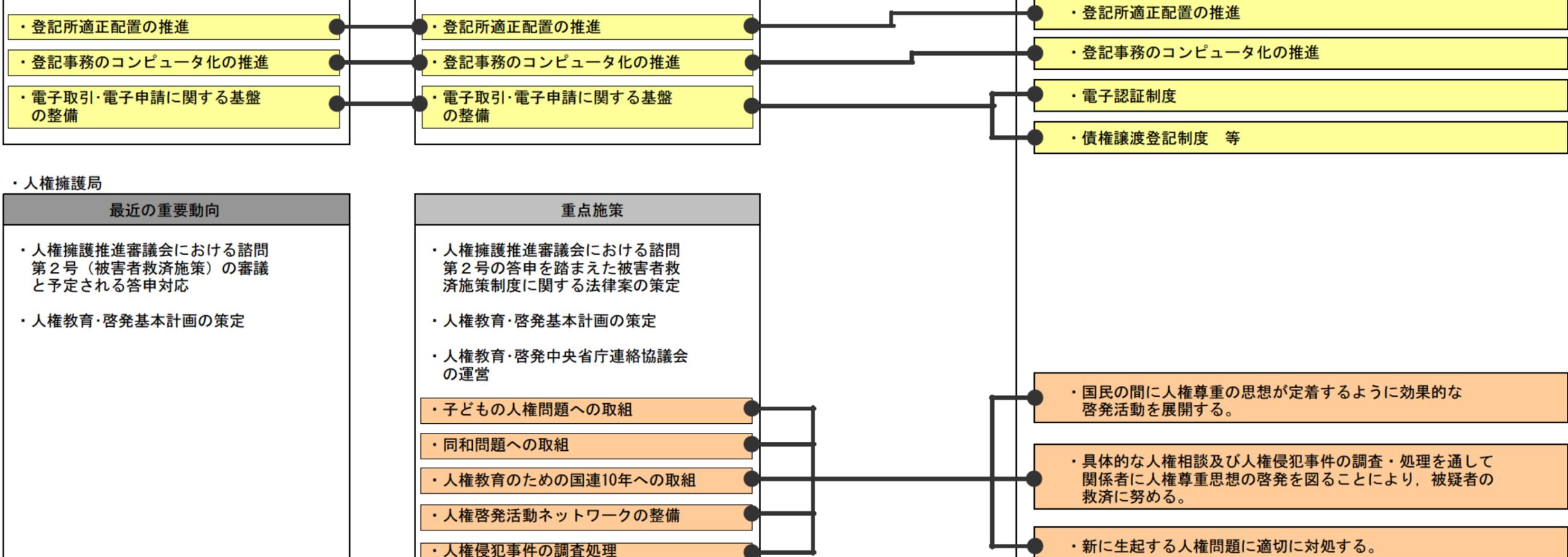
最近の重要動向
<ul style="list-style-type: none"> <li>・民事基本法制の準備</li> <li>・登記所適正配置の推進</li> <li>・登記事務のコンピュータ化の推進</li> <li>・電子取引・電子申請に関する基盤の整備</li> </ul>

重点施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・民事基本法制の準備</li> <li>・登記所適正配置の推進</li> <li>・登記事務のコンピュータ化の推進</li> <li>・電子取引・電子申請に関する基盤の整備</li> </ul>

・人権擁護局

最近の重要動向
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権擁護推進審議会における諮問第2号（被害者救済施策）の審議と予定される答申対応</li> <li>・人権教育・啓発基本計画の策定</li> </ul>

重点施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権擁護推進審議会における諮問第2号の答申を踏まえた被害者救済施策制度に関する法律案の策定</li> <li>・人権教育・啓発基本計画の策定</li> <li>・人権教育・啓発中央省庁連絡協議会の運営</li> <li>・子どもの人権問題への取組</li> <li>・同和問題への取組</li> <li>・人権教育のための国連10年への取組</li> <li>・人権啓発活動ネットワークの整備</li> <li>・人権侵害事件の調査処理</li> <li>・民事法律〇〇法の円滑な実施</li> </ul>



(3) 官署施設が新営等により持つべき機能効果及び効果項目一覧

官署施設（検察庁，法務局）が新営等（スペースの改善，機能改善等）により，業務や利用者に対して与える効果を以下にまとめる。

ア．検察庁

機能効果	施設の整備目標	施設の整備内容	業務上の効果	関係者及び国民への効果
検 来 察 庁 業 者 務 対 へ の 応 理 機 解 能 の 充 実	情報提供スペース 情報公開窓口の充実	・ 確定記録等の閲覧スペースの拡充 ・ 情報公開窓口室の位置の改善 ・ 情報提供スペースの充実	・ 検察業務への理解の促進 ・ アカウンタビリティの向上 ・ 社会的合意の形成 ・ 職員の意識改革	地域住民の安心感の向上 検察業務への理解
	相談機能の充実	・ 被害者支援相談室を充実 ・ 相談室の位置の改善 ・ プライバシーへの配慮 ・ ホットライン等の充実	・ 人権への配慮 ・ 事件の早期解決 ・ 検察行政への理解	人権への配慮 事件の早期解決
	バリアフリー化	・ 身障者・高齢者のための機能の充実 ・ 婦人・子供のための機能の充実	・ 安全性の向上	安全性の向上 利便性の向上
	駐車場の充実	・ 駐車台数の増加 ・ 外部から俯瞰されない降車場の設置	・ 利便性の向上 ・ 人権への配慮 ・ 防犯性の向上	利便性の向上 人権への配慮 安心感の向上
被 害 者 者 配 者 慮 へ の の	被害者の保護	・ 専用出入口の設置 ・ 性犯罪等の被害者のためのカモフラージュ室の設置 ・ 専用待合室の設置 ・ 被害者支援相談室の設置 ・ 被害者の心情及びプライバシーへの配慮 ・ 被疑者と交わらない動線計画	・ 人権への配慮 ・ 捜査への協力 ・ 適切な事件処理 ・ 迅速な事件処理 ・ 被害者支援員制度の円滑な実施	人権への配慮 事件の早期解決 被害者の安心感の向上 被害者の保護
業 務 効 率 ・ 検 察 官 支 援 機 能 の 充 実	調室機能の充実	・ 調室の狭あいの解消 ・ 調室の増加 ・ 捜査資料等検討スペースの確保	・ 適切な事件処理 ・ 迅速な事件処理 ・ 人権への配慮 ・ 防犯性の向上 ・ 警察官等捜査関係者の利便性の向上 ・ 円滑な業務の遂行	事件の早期解決 社会秩序の維持 人権への配慮 弁護士等の利便性の向上
	付随機能の充実	・ 各待合室・控室の充実（通訳人控室等） ・ 調室補助機能の充実 ・ 警察官等の捜査関係者の同行室の拡充 ・ 係検事室等の関係機関（警察等）との打合せスペースの確保		
	窓口機能の充実 (検務事務機能の充実)	・ 事件の受理窓口の充実 ・ 罰金等の徴収窓口及び待合室の充実 ・ 証拠品受入検討室の充実	・ 適切な事件処理 ・ 迅速な事件処理	利便性の向上
	研修機能の充実	・ 専用会議室の充実 ・ 研修室・講師控室の充実	・ 捜査効率の向上 ・ 犯罪の国際化等への適切な対応	事件の早期解決 社会秩序の維持
	保管機能の充実	・ 証拠品庫・記録保管庫・資料室のスペースの拡充 ・ 証拠品庫・記録保管庫・資料室の位置及び搬送経路の改善 ・ セキュリティの充実 ・ 適切な保存機能の確保（空調設備等の設置等） ・ 搬入のための専用動線の確保 ・ 証拠品受入検討室の設置 ・ 証拠品閲覧・還付室の設置	・ 収納効率の向上による事務の効率化 ・ 防犯性の向上 ・ 証拠品等保存の安全性の向上 ・ 証拠品受入・還付事務の効率化	捜査・公判の基本となる証拠品及び記録の適切な管理 プライバシーへの配慮 閲覧・還付手続の利便性の向上
向 性 防 上 の 犯	被疑者専用動線 待合室等の充実 確保	・ 被疑者専用動線の確保 ・ 被疑者専用待合室の確保	・ 事故の防止	事故の防止
改 善 の 位 置	立地場所の改善	・ 関係機関との距離の短縮（裁判所，拘置所，警察署等）	・ 円滑な業務の遂行 ・ 保安安全性の向上	保安安全性の向上

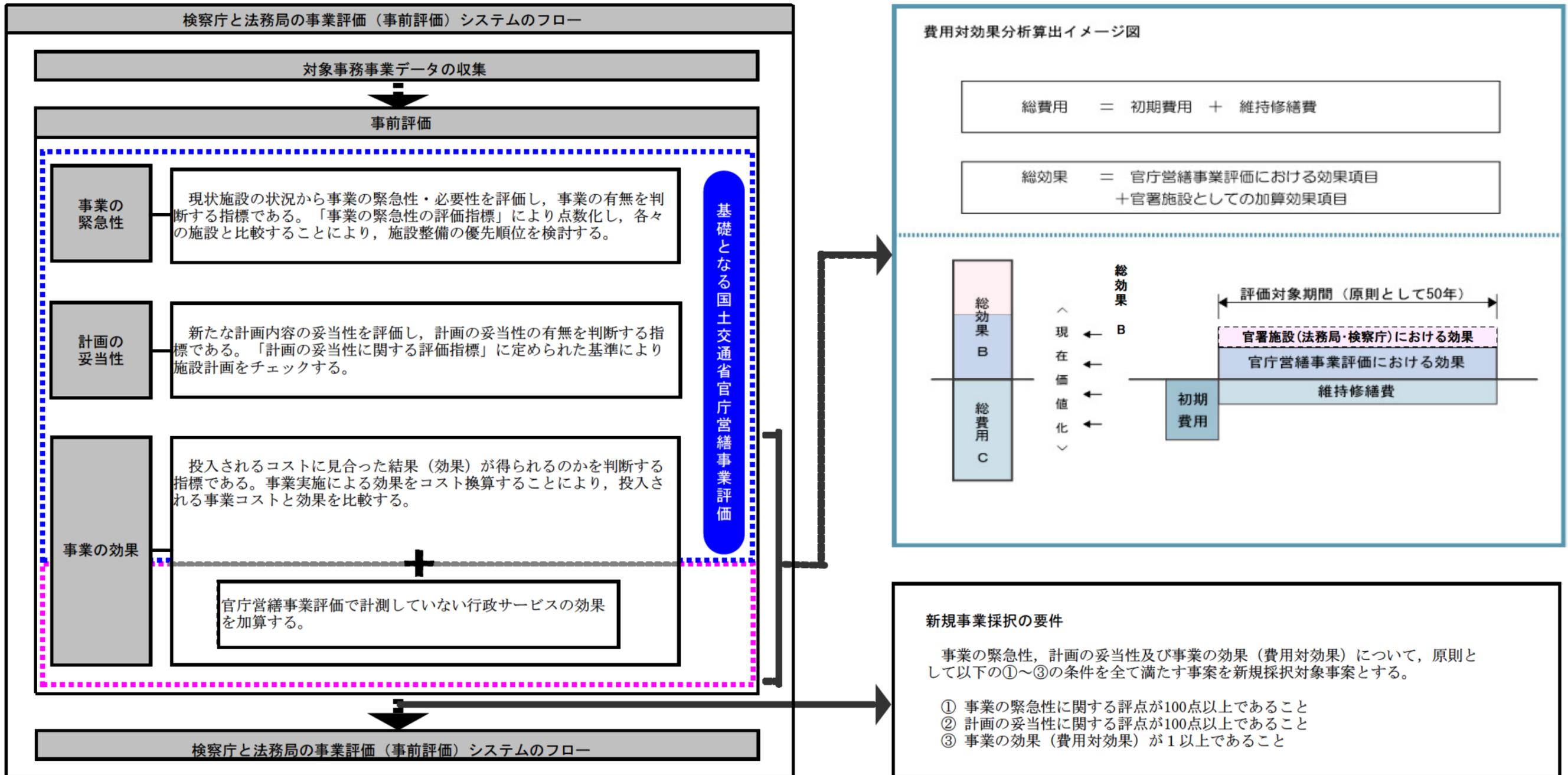
イ．法務局

機能効果	施設の整備目標	施設の整備内容	業務上の効果	利用者及び国民への効果
来庁者対応機能の充実	待合機能(情報提供機能)の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>待合のためのスペースの確保</li> <li>リフレッシュスペースの確保(喫煙所,自動販売機等)</li> <li>情報提供・情報提供スペースの確保</li> <li>人権啓発活動及びPR活動に配慮したスペースの確保(展示スペースの確保)</li> <li>(ビデオ等の貸出しスペースの確保)</li> <li>地域情報等の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法務行政への理解の促進</li> <li>アカウントビリティの向上</li> <li>社会的合意の形成</li> <li>職員の意識改革</li> <li>人権啓発の推進</li> <li>多様な人権問題への対応の充実・向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>登記制度の正しい理解</li> <li>戸籍・国籍制度の正しい理解</li> <li>人権問題の正しい理解</li> <li>人権啓発効果の向上</li> <li>利用者の満足度の向上</li> <li>利便性の向上</li> </ul>
	相談機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談室の拡充</li> <li>狭あいの解消</li> <li>プライバシーの確保(遮音性等の確保)</li> <li>ホットライン等の充実</li> </ul>		
	駐車場の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要駐車台数の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利便性の向上(渋滞の軽減)</li> <li>安全性の向上</li> </ul>	
	バリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> <li>身障者・高齢者のための機能の充実</li> <li>婦人・子供のための機能の充実</li> <li>来庁者用動線の明確化(案内表示等のサイン計画の改善)</li> </ul>		
業務処理機能の充実	登記窓口・事務室の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>登記事務のコンピュータ化等に伴う事務室の狭あいの解消</li> <li>セキュリティの確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正・迅速な業務の遂行</li> <li>データの安全管理の向上</li> <li>円滑な業務の遂行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務効率の向上による待ち時間の短縮</li> <li>安心感の向上</li> <li>防犯性の向上</li> <li>利便性の向上</li> </ul>
	閲覧機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>閲覧スペースの拡充</li> <li>情報端末等の設置</li> <li>複写機等の充実</li> <li>図書コーナーの充実</li> </ul>		
	書庫の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>保存年限に基づく台帳の保管場所の確保</li> <li>スペースの有効活用への配慮</li> <li>保管機能の充実(空調設備等の設置)</li> <li>(防災安全性の確保)</li> <li>(保安安全性の確保)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正な業務処理能力の向上</li> <li>業務効率の向上</li> <li>人権啓発への寄与</li> </ul>	
	会議・研修室の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種会議・研修に対応できるスペースの確保(各種研修対応スペースの確保)</li> <li>(人権に関する講演スペースの確保)</li> </ul>		
改善の位置	立地場所の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要ターミナルからの時間距離の短縮</li> </ul>		利便性の向上
還地元域	CD機等の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>CD設置場所の確保及びCDコーナーの地域開放</li> <li>地域の人々が利用しやすい設置場所の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域還元</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手続の円滑化</li> <li>地域住民の福利の向上</li> </ul>
	食堂等の周辺地域の人々の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員食堂等の地域開放</li> </ul>		

## 2. 官署施設の事業評価（事前評価）の構成

### ○事前評価システムの構成

官署施設の事前評価は、官署施設が事務庁舎であることから、国土交通省の官庁営繕事業評価の新規事業採択時評価を基礎として、「事業の緊急性」、「計画の妥当性」、「事業の効果」の3つの指標から評価を実施する。評価は以下に示すフローに従って実施する。



(1) 事業の緊急性に関する評価

基本的な考え方

現状の施設を、施設の現状から事業の緊急性・必要性を評価し、事業の有無を判断する。

評価方法

入居官署を建替等の場合と新規施設の場合に分け、それぞれの評価指標を用いて官署ごとの評点を算出する。  
計画理由に該当する内容を抽出する。

計画理由が2以上のときは、主要素と従要素に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業の緊急性の評点とする。  
ただし、合同庁舎計画、法務総合庁舎計画、特々計画又はシビックコア整備計画（一団地の官公庁施設計画を含む）に基づくものには、それぞれ10点を加算する。

事業の緊急性に関する評価指標  
建替等の場合

計画理由	内容 評点	100	90	80	70	60	50	40	備考
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	現存率60%以下 同左	現存率70%以下 同左	現存率80%以下 同左				
狭あい	庁舎面積	面積率0.50以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主な理由として取り上げる。
借用変換	立退要求がある場合		借用期限が切れ、即刻立退きが必要なもの		期限付きの立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの		
	返還すべき場合、関係団体より借上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの		
分散	事務能率低下、連絡困難			2か所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2か所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行区分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済みであるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済みであるもの	
	地域性上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度50点以下のもの	防火度60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度70点以上のもの	防火度80点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度100点未満のもの	
立地条件の不良	位置の不備			位置が不適當で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適當で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適當で業務上又は環境上好ましくないもの	
	地盤の不備		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	
衛生条件の不良	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来訪者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主な理由として取り上げる。
施設の不備	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。

新規施設の場合

計画理由	内容 評点	10.0	9.0	8.0	7.0	6.0	5.0	4.0	備考
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要す		当該行政需要への対応が特に緊急を要す		当該行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくてよい			
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行に支障を来すもの		整備を行わない場合、業務上好ましくないもの	

(2) 計画の妥当性に関する評価

基本的な考え方

新たな計画内容の妥当性を評価し、計画の妥当性の有無を判断する。

評価方法

各項目の該当する係数を抽出する。  
各項目の係数をすべて掛け合わせ、100倍した数値を計画の妥当性の評点とする。

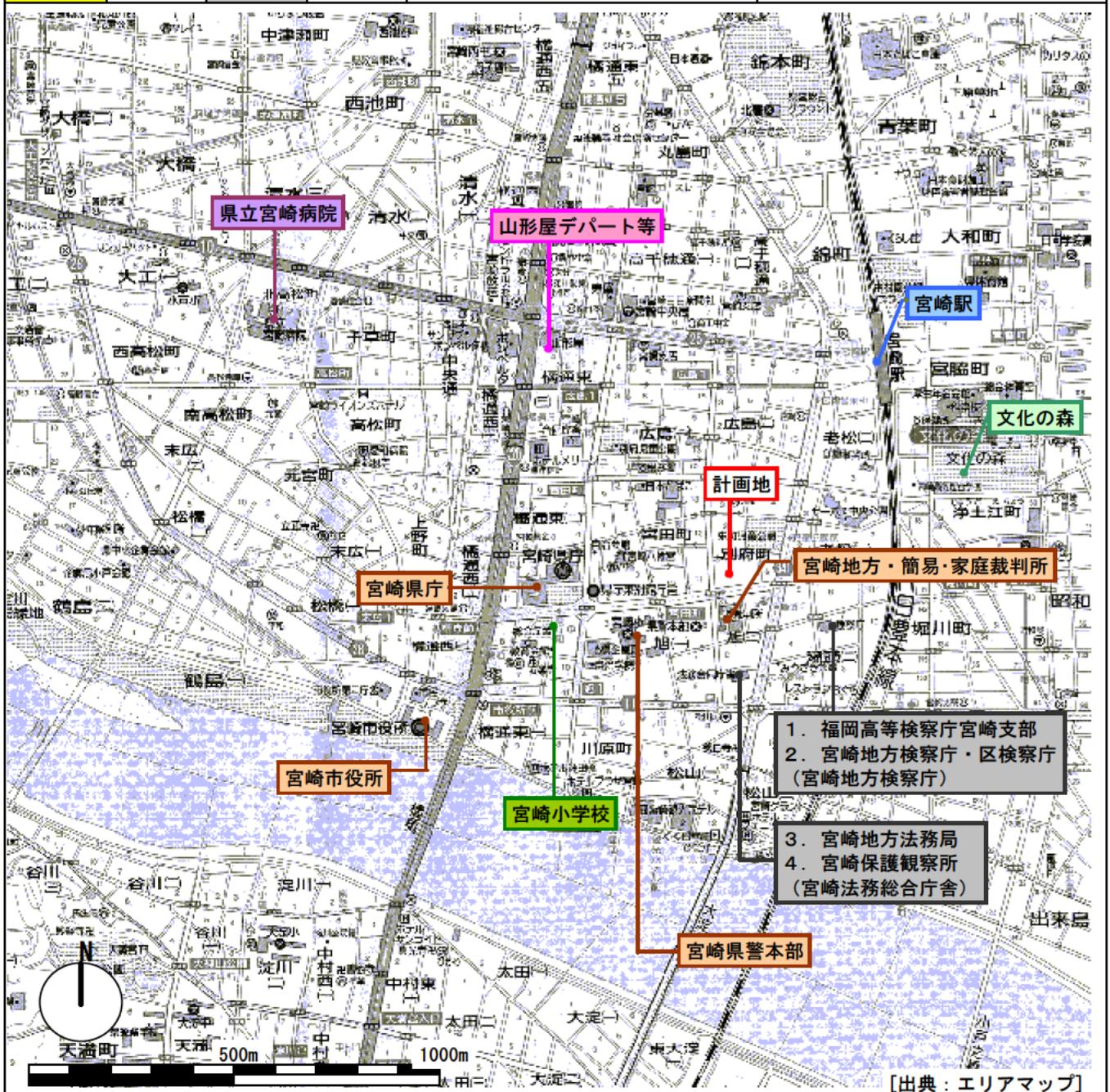
計画の妥当性に関する評価指標

分類	項目 係数	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込み	取得済み	国有地の所管替え予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画有り、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込み有り				整備の見込みなし
	都市計画・土地利用計画との整合性	都市計画・土地利用計画等に積極的に貢献	都市計画等との整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入できる構造の道路等に隣接している			敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入できる構造の道路等に隣接していない
規模	建築物の規模	業務内容に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容に応じ、適切な規模が設定されている			規模業務内容との関連が不明確	規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある			
構造	単独庁舎としての整備条件		単独庁舎計画としての整備が適当			合同庁舎、法務総合庁舎計画との調整が必要	合同庁舎、法務総合庁舎計画としての整備が必要
	合同庁舎、法務総合庁舎としての整備条件		合同庁舎、法務総合庁舎としての整備条件が適当				合同庁舎、法務総合庁舎計画としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能が満足されないおそれがある

# 宮崎法務総合庁舎新営工事事業評価

# 1. 計画地周辺状況

凡例		主要施設	
	行政施設		医療施設
	文化施設		商業施設
	スポーツ施設		交通施設
	学校施設		公園等
	福祉施設		現状施設




## 2. 事業概要

### (1) 計画施設概要

名称	宮崎法務総合庁舎	
所在地	宮崎県宮崎市別府町49番地	
敷地面積	5,073m <sup>2</sup>	
用途地域	近隣商業地域	
延床面積	11,625m <sup>2</sup>	
構造 - 階数 (地上/地下)	S R C - 6 / 1	
容積率	300%	
建ぺい率	80%	
計画人員	204人	
駐車台数	80台	
完成年度 (西暦)	2006年予定	
入居官署	1	福岡高等検察庁宮崎支部
	2	宮崎地方検察庁・区検察庁
	3	宮崎地方法務局
	4	宮崎保護観察所
	5	福岡入国管理局宮崎出張所
	6	



( 3 ) 整備方針

法務局		
目的	方針	
行政サービスの向上	来庁舎対応機能の充実	<p>待合機能（情報提供機能）の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・待合のためのスペースの確保</li> <li>・リフレッシュスペースの確保（喫煙所，自動販売機等）</li> <li>・情報公開・情報提供スペースの確保</li> <li>・人件啓発活動及びPR活動に配慮したスペースの確保（展示スペースの確保）（ビデオ等の貸出しの確保）</li> </ul>
		<p>相談機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談室の拡充（狭あいの解消等）</li> <li>・プライバシーの確保（遮音性等の確保）</li> <li>・ホットライン等の充実</li> </ul>
		<p>バリアフリー化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者・高齢者及び婦人・子供のための機能の充実</li> <li>・来庁舎用動線の明確化(案内表示等のサイン計画の改善)</li> </ul>
		<p>駐車場の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要駐車台数の確保</li> </ul>
	業務処理機能の充実	<p>登記窓口・事務室の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登記業務のコンピューター化等に伴う事務室の狭あいの解消</li> <li>・セキュリティーの確保</li> </ul>
		<p>各領域の明確な区分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・閲覧スペースの拡充</li> <li>・情報端末等の設置</li> <li>・複写機等の充実</li> </ul>
		<p>閲覧機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・閲覧機能の拡充</li> <li>・情報端末等の設置</li> <li>・複写機等の充実</li> </ul>
		<p>会議・研修室の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種会議・研修に対応できるスペースの確保（各種研修対応スペースの確保）（人件に関する講演スペースの確保）</li> </ul>
		<p>書庫充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保存年限に基づく台帳の保管場所の確保</li> <li>・スペースの有効活用への配慮</li> <li>・保管機能の充実（空調設備等の設置）（防災安全性の確保）（保安安全性の確保）</li> </ul>

検察庁		
目的	方針	
検察業務の質的・量的変化への対応	来庁舎対応機能の充実 検察業務への理解	<p>情報提供スペース・情報公開窓口の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確定記録等の閲覧スペースの確保</li> <li>・ 情報公開窓口室の位置の改善</li> <li>・ 情報提供スペースの充実</li> </ul>
		<p>相談機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害者支援相談室を充実</li> <li>・ プライバシーの配慮</li> <li>・ ホットライン等の充実</li> </ul>
		<p>バリアフリー化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身障者・高齢者及び婦人・子供のための機能の充実</li> </ul>
		<p>駐車場の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車台数の増加</li> <li>・ 外部から俯瞰されない降車場の設置</li> </ul>
	被疑者への配慮	<p>被害者の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専用出入口の設置</li> <li>・ 性犯罪被害者のためのカウンセリング室の設置</li> <li>・ 専用待合室の設置</li> <li>・ 被害者支援相談室の設置</li> <li>・ 被害者の心情及びプライバシーへの配慮</li> <li>・ 被疑者と交わらない動線計画</li> </ul>
	業務効率・検察官支援機能の充実	<p>調室機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調室の狭あいの解消</li> <li>・ 調室の増加</li> <li>・ 捜査資料等検討スペースの確保</li> </ul>
		<p>付随機能等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各待合室・控室の充実(通訳人控室等)</li> <li>・ 調室補助機能の充実</li> <li>・ 警察官等の捜査関係者の同行室の拡充</li> <li>・ 係検事室等の関係機関(警察等)との打合せスペースの確保</li> </ul>
		<p>窓口機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事件の受理窓口等の充実</li> <li>・ 罰金等の徴収窓口及び待合室の充実</li> <li>・ 証拠品受入検討室の充実</li> </ul>
		<p>研修機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専用会議室の充実</li> <li>・ 研修室・講師控室の充実</li> </ul>
		<p>保管機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 証拠品庫・記録保管庫・資料室のスペースの拡充</li> <li>・ 証拠品庫・記録保管庫・資料室の位置及び搬送経路の改善</li> <li>・ セキュリティーの充実</li> <li>・ 適切な保存機能の確保(空調設備等の設置等)</li> <li>・ 証拠品受入検討室の設置</li> <li>・ 証拠品閲覧・還付室の設置</li> </ul>
防犯上の向上	<p>被疑者専用動線・待合室等の充実・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被疑者専用動線の確保</li> <li>・ 被疑者専用待合室の確保</li> </ul>	
位置の改善	<p>立地場所の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関との距離の短縮(裁判所, 拘置所, 警察署等)</li> </ul>	

計画理由	内容 評点	100	90	80	70	60	50	40	備考	評点
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。	32.8
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	現存率60%以下 同左	現存率70%以下 同左	現存率80%以下 同左					
狭あい	庁舎面積	面積率0.50以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新嘗の主な理由として取り上げる。	59.6
借用変換	立退要求がある場合		借用期限が切れ、即刻立退きが必要なものの		期限付きの立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの			
	返還すべき場合、関係団体より借上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの			0.1
分散	事務能率低下、連絡困難			2か所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2か所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。	
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行区分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済みであるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済みであるもの		
	地域性上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度50点以下のもの	防火度60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度70点以上もの	防火度80点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度100点未満のもの		
立地条件の不良	位置の不備			位置が不適當で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適當で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適當で業務上又は環境上好ましくないもの		
	地盤の不備			地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が非常に近いもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの		
衛生条件の不良	必要施設の不備			施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの	施設が不備のため業務の遂行が困難なもの	施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来訪者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新嘗の主な理由として取り上げる。	
施設の不備	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新嘗の主理由として取り上げない。	
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。	
									加算点	10
									合計	102.5

分類	項目 係数	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5	評点
位置	用地取得の見込み	取得済み	国有地の所管替え予定，公有地等の借用予定，建設までに用地取得の計画有り，又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.1
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.1
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込み有り				整備の見込みなし	1.1
	都市計画・土地利用計画との整合性	都市計画・土地利用計画等に積極的に貢献	都市計画等との整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない	1.0
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり，安全・円滑に出入できる構造の道路等に隣接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入できる構造の道路等に隣接していない		1.0
規模	建築物の規模	業務内容に応じ，適切な規模が設定され，敷地の高度利用について配慮している	業務内容に応じ，適切な規模が設定されている		規模業務内容との関連が不明確		規模未定	1.0
	敷地の規模	駐車場，緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある				1.0
構造	単独庁舎としての整備条件		単独庁舎計画としての整備が適当			合同庁舎，法務総合庁舎計画との調整が必要	合同庁舎，法務総合庁舎計画としての整備が必要	
	合同庁舎，法務総合庁舎としての整備条件		合同庁舎，法務総合庁舎としての整備条件が適当				合同庁舎，法務総合庁舎計画としての整備条件が整っていない	1.0
	機能性等	適切な構造として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は，特殊な施設に必要な機能等が満足される計画である		適切な構造として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は，特殊な施設に必要な機能が満足されないおそれがある	1.0
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #cccccc; margin-right: 5px;"></span> 該当する項目         </div>					評点（各係数の積×100倍）			133

政策所管部局	人権擁護局	評価実施主体	人権擁護局																							
事業等の内容	<p>(事業等の名称) 民事法律扶助事業</p> <hr/> <p><b>1 事業等の目的・目標</b></p> <p>資力に乏しい者が民事紛争に巻き込まれた場合に、弁護士費用等の立替え等を行い、民事裁判等手続において自己の権利を実現することができるようにし、資力に乏しい者の「裁判を受ける権利」(憲法第32条)を実質的に保障することを目的とする。</p> <p><b>2 具体的内容</b></p> <p>(1) 民事法律扶助法の制定</p> <p>民事法律扶助制度は、国民の裁判を受ける権利を実質的に保障する意義を有する公共性の高い制度であり、先進諸国においては、例外なく法整備が行われ、相応の国費が投入されている。我が国においては、従前、財団法人法律扶助協会(以下「扶助協会」という。)において民事法律扶助事業が行われていたが、法制度が整備されていないことなどから、法律扶助に対する需要に十分応えることができず、法整備の必要性が以前から指摘されてきた。こうした観点から、民事法律扶助事業の適正な運営を確保し、その整備及び発展を図ることを内容とする民事法律扶助法が制定された。同法は、平成12年10月1日から施行され、「全国に一を限って、民事法律扶助事業を行う者として」扶助協会が指定された。扶助協会は、昭和27年1月、日本弁護士連合会によって設立された財団法人であり、この法人の行う民事法律扶助事業に対して、昭和33年度から補助金が交付されている。</p> <p>(2) 民事法律扶助事業の内容</p> <p>民事法律扶助事業は、以下の～からなる。、の立替費用については、原則償還を要することとされ、その償還金収入は、の事業に充てることとされている。また、の法律相談援助は、の代理援助、の書類作成援助の前段階で実施されるものであり、そこでの弁護士による助言等で解決されない事件が、の援助へと進むことになる。</p> <p>代理援助 民事裁判手続等(裁判前代理援助を含む。)における代理人に支払う費用(弁護士費用)等の立替え</p> <p>書類作成援助 裁判所へ提出する書類の作成費用等の立替え</p> <p>法律相談援助 弁護士による法律相談の実施</p> <p>(3) 平成12年度、平成13年度の事業結果</p> <table border="1" data-bbox="405 1608 1331 1816"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成12年度)</th> <th>(平成13年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>援助申込</td> <td>51,735件</td> <td>69,611件</td> </tr> <tr> <td>代理援助</td> <td>20,098件</td> <td>29,855件</td> </tr> <tr> <td>書類作成援助</td> <td>163件</td> <td>1,063件</td> </tr> <tr> <td>法律相談援助</td> <td>35,505件</td> <td>49,802件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 平成14年度の事業計画</p> <table border="1" data-bbox="405 1868 1002 1989"> <tbody> <tr> <td>代理援助</td> <td>30,600件</td> </tr> <tr> <td>書類作成援助</td> <td>1,600件</td> </tr> <tr> <td>法律相談援助</td> <td>61,650件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 国庫補助金額(民事法律扶助事業費)の推移</p> <table border="1" data-bbox="405 2033 1294 2069"> <tbody> <tr> <td>平成11年度</td> <td>936百万円(2,310百万円)</td> </tr> </tbody> </table>				(平成12年度)	(平成13年度)	援助申込	51,735件	69,611件	代理援助	20,098件	29,855件	書類作成援助	163件	1,063件	法律相談援助	35,505件	49,802件	代理援助	30,600件	書類作成援助	1,600件	法律相談援助	61,650件	平成11年度	936百万円(2,310百万円)
	(平成12年度)	(平成13年度)																								
援助申込	51,735件	69,611件																								
代理援助	20,098件	29,855件																								
書類作成援助	163件	1,063件																								
法律相談援助	35,505件	49,802件																								
代理援助	30,600件																									
書類作成援助	1,600件																									
法律相談援助	61,650件																									
平成11年度	936百万円(2,310百万円)																									

	<p>平成12年度 2,142百万円(3,488百万円)</p> <p>平成13年度 2,822百万円(5,550百万円)</p> <p>平成14年度(予算) 2,983百万円(5,788百万円)</p>																								
<b>評価手法等</b>	<p>援助申込件数, 援助開始決定件数等のデータに基づき, 必要性, 有効性及び効率性の観点から分析する。</p> <p>なお, 本事業評価は, 事業途中における中間評価という位置付けである。</p>																								
<b>評価結果</b>	<p><b>1 平成12年度及び13年度の事業結果の有効性の検証</b></p> <p>裁判手続を本人自ら進めていくことは困難を伴うことが多く, 裁判手続における弁護士(代理人)費用等の立替えは, そのこと自体が, 裁判を受ける権利を実質的に保障することにつながるものである。平成12年度及び13年度の弁護士による代理援助の結果は前記「事業等の内容」に記載したとおりであり, 平成12年度において20,098人(延べ人数), 同13年度において29,855人(延べ人数)の者が, 裁判手続等における弁護士費用の立替えを受けており, これによって, これらの者の裁判を受ける権利が保障されたと見ることができる。</p> <p>また, 平成13年度に終結した代理援助事件の結果別内訳は下記のとおりであり, 約85%の事件が勝訴, 和解など被援助者の権利が実現される方向で終結しており, このことは, 代理援助の実施が被援助者の裁判を受ける権利の実質的保障に有効であることを裏付けるものである。</p> <p>代理援助終結事件の結果</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>勝訴</td> <td>5.9%</td> <td rowspan="5" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">84.5%</td> </tr> <tr> <td>和解成立</td> <td>8.5%</td> </tr> <tr> <td>調停成立</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>免責(破産)</td> <td>61.4%</td> </tr> <tr> <td>示談成立</td> <td>3.2%</td> </tr> <tr> <td>敗訴</td> <td>1.1%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>調停不成立</td> <td>1.8%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>援助取下げその他</td> <td>12.6%</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>なお, 書類作成援助については, 弁護士が裁判手続において被援助者を代理するわけではないが, 本人では作成できない裁判手続の申立書等を弁護士又は司法書士が作成する費用を立て替えるものであり, それ自体, 被援助者の裁判を受ける権利を実質的に保障することにつながることは, 代理援助と同様である。</p> <hr/> <p><b>2 民事法律扶助事業の必要性の検証</b></p> <p>平成13年度の援助申込, 代理援助, 書類作成援助及び法律相談援助の各件数は, 前記「事業等の内容」に記載したとおりであり, 平成12年と比べると, 大幅に伸びており, このことは, 民事法律扶助事業に対する需要が一層増大していることを示すものである。また, 近年の社会情勢を反映し, 援助(代理援助, 書類作成援助)開始決定事件に占める自己破産事件の割合が増加しているところ(平成13年度・67.4%), 裁判所に対する自己破産の申立て件数は引き続き増加傾向にあることから, 自己破産事件については, 引き続き, 本事業の需要が増加するものと評価できる。</p> <hr/> <p><b>3 平成14年度の事業の有効性・費用対効果の検証</b></p> <p>平成14年度の事業計画は前記「事業等の内容」欄に記載したとおりである。代理援</p>	勝訴	5.9%	}	84.5%	和解成立	8.5%	調停成立	5.5%	免責(破産)	61.4%	示談成立	3.2%	敗訴	1.1%			調停不成立	1.8%			援助取下げその他	12.6%		
勝訴	5.9%	}	84.5%																						
和解成立	8.5%																								
調停成立	5.5%																								
免責(破産)	61.4%																								
示談成立	3.2%																								
敗訴	1.1%																								
調停不成立	1.8%																								
援助取下げその他	12.6%																								

助等が、資力の乏しい者に対し裁判を受ける権利を実質的に保障するために有効な方策であることは、1記載のとおりであり、14年度の事業が資力の乏しい者に対し裁判を受ける権利を実質的に保障するために有効であることも明らかである。

また、「事業等の内容」欄に記載したとおり、代理援助及び書類作成援助の立替費用については、原則償還を要することとされ、その償還金収入もこれらの事業に充てることとされている。平成14年度事業計画では、約30億円の償還金収入が見込まれ、これを代理援助等の立替金に充てることとされ、約30億円の国庫補助金の投入により、約60億円の扶助事業を実施することが可能となっている。更に、民事法律扶助事業は、指定法人方式が採用された結果、扶助協会は、弁護士会等からの寄附金を受け入れ、これを民事法律扶助事業の経費に充てることができるようになっている。扶助協会に対する寄附金は、平成12年度が806百万円、同13年度が873百万円であり、これらの一部が民事法律扶助事業に使用されている。

このように、平成14年度の国庫補助金以外の資金を同年度法律扶助事業の資金として利用して、効率的に事業を執行するための工夫がなされており、費用対効果という観点から見ても、同事業は適正であると評価できる。

#### 4 評価結果

上記のとおり、平成12年度及び13年度の事業結果の有効性は明らかであり、この事業に対する需要は引き続き増加している。また、平成14年度の事業の有効性についても疑いなく、費用対効果の観点からの工夫もなされている。これらを総合すると、民事法律扶助事業は、資力の乏しい者の裁判を受ける権利を実質的に確保するための有効な方法といえ、その手段・方法も適当であることから、今後とも継続していく必要があると評価できる。

#### 評価結果に基づく措置状況

##### 1 講じた措置の内容及び時期

平成14年度においては、自己破産事件の急増に伴い、予測される裁判等代理援助の申込件数等を考慮し、真に援助を必要とする者が援助を受けられないという事態を招くことのないよう所要の補助金を交付し、民事法律扶助事業の整備及び健全な発展を推進する。

(事項名 法律扶助事業補助等に必要な経費 /

(目) 法律扶助事業費補助金：2,982,886千円)

##### 2 今後の予定

今後とも継続する予定である(民事法律扶助法第11条)

##### 3 その他

特になし。

#### 備考

政策所管部局	人権擁護局	評価実施主体	人権擁護局
<b>事業等の内容</b>	<p>(事業等の名称) 人権啓発活動地方委託事業</p> <hr/> <p><b>1 事業等の目的・目標</b></p> <p>地方公共団体が実施する人権啓発活動につき、委託の手法を用いて財政上の支援を行うことにより、全国的に一定水準を確保するとともに、地域の実情に応じたきめ細かい活動が実施されることを目的とする。</p> <p><b>2 具体的内容</b></p> <p>(1) 沿革</p> <p>ア 本事業の前身</p> <p>我が国に特有の人権課題である同和問題の早期解決に向けた施策の一環として、総務庁(現総務省)地域改善対策室が昭和48年度から行ってきた「地域改善対策啓発活動等委託事業」が、本事業の前身である。</p> <p>イ 平成8年地域改善対策協議会意見具申と閣議決定</p> <p>同和問題に関する政府の諮問機関である地域改善対策協議会は、平成8年5月、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の在り方について」意見具申を行い、今後の重点施策の方向として、教育・啓発については、「すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発として発展的に再構築すべきである」と指摘した。</p> <p>この提言を受け、政府は、同年7月、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」閣議決定を行い、教育・啓発については、人権教育・人権啓発の事業に再構成して推進することとした。</p> <p>ウ 法務省への移管</p> <p>地域改善対策特定事業として総務庁が実施してきた「地域改善対策啓発活動等委託事業」については、前記閣議決定を踏まえ、人権教育・人権啓発の事業に再構築して推進することとなり、平成9年度以降における再構築後の事業は、自由人権思想の啓発活動に関する事項を所掌事務とする法務省が所管することとなった。</p> <p>移管の対象となった地方委託事業に関しては、その円滑・適正な処理を図るため、移管を受けた際、「人権啓発活動地方委託要綱」(平成9年4月1日法務大臣決定、以下「委託要綱」という。)を策定しているが、その第3条には、委託の対象となる啓発活動として、以下のものを掲げている。</p> <p>すなわち、講演会の開催、資料の作成・配布、放送番組の提供、新聞広告の提供、研修会の開催、地域人権啓発活動活性化事業の実施、人権啓発フェスティバル事業の実施などである。</p> <p>(2) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の制定</p> <p>教育・啓発に関しては、従来から法的措置を求める要望があり、これを受けて平成12年、議員立法により「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年法律第147号、同年12月6日公布・施行、以下「法」という。)が成立した。同法第9条に国の地方公共団体に対する財政上の支援に関する根拠規定が設けられ、法的な裏付けができた。</p> <p>(参考) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律</p> <p>第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業</p>		

の委託その他の方法により、財政上の措置を講じることができる。

(3) 平成13年度の事業結果

全都道府県・政令指定都市(47都道府県及び12政令指定都市)を委託先として実施した(一部は都道府県から市町村等に再委託により実施)。

その主な内容は、講演会(617回)、資料作成(837種類)、テレビ放送(138種類)、ラジオ放送(106種類)、新聞広告(99テーマ)、研修会(509回)、人権啓発フェスティバル実施(41か所)、人権啓発フェスティバル参加(35か所)、啓発物品作成(204種類)、その他広告(87種類)、その他イベント(414か所)などである。

(4) 平成14年度の事業計画

委託要綱に基づいて、全都道府県・政令指定都市から提出のあった実施計画書について、全国的に一定水準の啓発活動を確保する等の観点からその内容を精査し、事業実施の是非、委託額等を確定させた上で委託の申入れを行った。事業内容としては、講演会、研修会、人権啓発フェスティバル事業、マスメディアを活用した事業などが予定されている。

(5) 予算額の推移

平成13年度予算額 2,495百万円

平成14年度予算額 2,500百万円

評価手法等

必要性、有効性及び効率性の観点から分析する。  
なお、本事業評価は、事業途中における中間評価という位置付けである。

評価結果

1 本事業の必要性及び有効性の検証

人権啓発活動は、国民に対する人権尊重思想の普及高揚を図る活動であり、国及び地方公共団体等がそれぞれの立場からこれに関する施策を策定し、実施すべき責務を負っている(法第4条及び第5条)が、地方公共団体が行う人権啓発活動については、全国的に一定水準を確保する必要があるとともに、それぞれの地域の実情に応じたきめ細かな活動が実施されることが望まれる。

そこで、国は、委託の手法を用いて財政上の支援を行うことを通じて地方公共団体の実施する啓発活動に関与することにより、その実現を図ることとしているが、本事業が必要かつ有効なものであることについては、前記のとおり法的な根拠が整備されたことや、本事業の更なる拡充を求める地方公共団体の要望・陳情が少なくないことから明らかである。

また、人権擁護推進審議会の答申(平成11年7月)においても、「地方公共団体の啓発活動の取組状況には地域差が少なくないことから、国が全国的に一定水準の啓発活動を確保する観点から地方公共団体に委託して行う啓発活動は非常に意義がある」と評価されているところであり、このことも本事業の必要性・有効性を裏付けるものといえる。

2 平成13年度の事業結果の有効性の検証

平成13年度において実施した地方委託事業は、前記「事業等の内容」欄に記載のとおり、全都道府県・政令指定都市に及んでおり、数多くの啓発活動が行われた。中でも、人権啓発フェスティバルについては、全国規模で実施した3か所(兵庫県、滋賀県、神奈川県)においては11万人を超える来場者があり、市民参加型の人権啓発活動として多くの地域住民の参加を得ている。このほか、都道府県等单位の人権啓発フェス

	<p>ティバル(38か所),各種イベント(414か所),講演会(617回),研修会(509回)等においても多くの地域住民が参加しており,充実した人権啓発活動が各地で展開された。いずれの事業も滞りなく終了しており,本事業が有効に実施されていると評価できる。</p> <hr/> <p><b>3 平成14年度の事業の有効性・費用対効果の検証</b></p> <p>平成14年度においても,全都道府県・政令指定都市(市町村等への再委託分を含む。)から,委託要綱に基づいて実施計画書が提出され,その内容について精査し,事業実施の是非,委託額等を確定させた上で委託の申入れを行っており,適正と評価できる。特に,一定水準の啓発活動を確保する観点から,経費の種別(講演会経費,資料作成経費等の別)ごとに一定の科目区分(庁費,旅費等の別)を示して,それ以外の種別,科目区分を認めないことなどにより,限られた予算の範囲内で一定水準の啓発活動が数多く実施できるよう配慮したところであり,費用対効果の観点からも有益であるといえる。</p> <hr/> <p><b>4 評価結果</b></p> <p>上記のとおり,平成13年度における事業結果の必要性・有効性は明らかである。また,平成14年度の事業の有効性についても疑いなく,費用対効果の観点からの工夫もなされている。これらを総合すると,本事業は地域住民に対する地方公共団体の人権啓発活動につき,全国的に一定の水準を確保するとともに,地域の実情に応じたきめ細かな活動を実施するための措置として有効な方策と考えられ,その手段・方法も適切であることから,今後とも継続していく必要があると評価できる。</p>
<p><b>評価結果に基づく措置状況</b></p>	<p><b>1 講じた措置の内容及び時期</b></p> <p>平成14年度においても,全国47都道府県及び12政令指定都市を委託先として地方委託を行い,地域の実情に応じたきめ細かい活動を各地で展開し,人権啓発活動を推進する。</p> <p>(事項名 人権啓発活動実施経費/(目) 人権啓発活動委託費:2,875,169千円 うち地方委託費:2,499,737千円)</p> <p><b>2 今後の予定</b></p> <p>今後とも継続する予定である(法第9条)。</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>特になし。</p>
<p><b>備考</b></p>	

政策所管部局	法務総合研究所	評価実施主体	法務総合研究所
事業等の内容	<p>(事業等の名称) 法務に関する研究について</p> <hr/> <p><b>1 事業等の目的・目標</b></p> <p>(目的) 犯罪の増加傾向は、世界的な現象であるが、諸外国には、我が国ほどの増加率と凶悪化はみられないようであり、この特異な現象を招いた原因がどこにあるか、また、その対策として、どのような措置が講ぜられなければならないかを研究することは、きわめて困難であり、短月日にその結論を得ることはできないが、犯罪の防止と処理とに関係する諸機関の責務として、法務総合研究所が、実証諸科学を活用して、犯罪とその対策等の刑事政策に関する総合的な調査研究を行う。</p> <p>(目標) 我が国の犯罪の原因解明とその対策措置への提言を行う。</p> <p><b>2 具体的内容</b></p> <p>平成13年度においては、以下の調査研究等を行う予定である。</p> <p>(1) 犯罪白書</p> <p>我が国においても、近年、犯罪の認知件数が飛躍的に増加しており、治安の悪化を憂慮すべき時期に差し掛かっているように思われるため、犯罪情勢を犯罪の数量の面から分析し、犯罪の認知件数を押し上げている要因は何かを明らかにする必要がある。</p> <p>特集として「増加する犯罪と犯罪者」を取り上げ、近年の我が国において増加が顕著と認められる窃盗、薬物、交通、来日外国人の犯罪及び犯罪者の実態等について、分析を加えることにより、犯罪の防止と犯罪者処遇のための有効適切な対策を講ずる上で参考となる資料を提供する。</p> <p>(2) 平成12年度からの継続研究</p> <p>ア 保護観察付き執行猶予者の成り行きに影響を及ぼす要因に関する研究</p> <p>保護観察付き執行猶予者は、期間中の再犯率が30%と高い。そこで、保護観察付き執行猶予者の中でも特に処遇が困難で再犯率が高い暴力組織関係者、覚せい剤事犯対象者を中心に、保護観察付き執行猶予者の諸属性、保護観察の成り行き、成り行きに影響を及ぼす要因等を分析し、保護観察処遇の効果的な実施に役立つ資料を作成する。</p> <p>イ F級受刑者の実態と処遇に関する研究</p> <p>F級施設に収容中のF級受刑者を対象として、平成2年及び平成5年に実施された特別調査と同内容の調査を行い、F級受刑者の実態を把握するとともに、調査の結果との間に、いかなる差異があるかを研究し、今後のF級受刑者の処遇に資する。</p> <p>ウ 外国人保護観察対象者に係る処遇上の問題点と対応策</p> <p>外国籍の保護観察対象者は増加傾向にあり、国籍も42か国にわたっている。これらの外国人対象者処遇上の困難性としては、言葉の問題、社会的・文化的背景の相違、同国人同士の閉鎖的な関係、就労の困難性、出入国管理制度上の対応などがあるが、外国人対象者の増加傾向を踏まえて、外国人対象者の現状及び問題点について正確かつ幅広く把握し、得られたデータの統計的分析及び連合王国など外国における対応等に基づき、今後の外国人対象者処遇上効果的と考えられる</p>		

対策を明らかにする。

#### エ 企業倒産をめぐる犯罪に関する調査研究

近年、企業倒産処理に関する法制度の整備が重大な社会的課題となっているが、中でも、円滑適正な企業倒産処理を妨げる行為等が種々指摘されており、これに対する法的対応の制度面・運用面での充実強化が急務とされているところであり、企業倒産処理に介入する犯罪の手口やこれに対する従前の法的対応等を分析することにより、この種の犯罪の実態を明らかにするとともに、その効果的な対策を講ずる上で役立つ資料を収集する。

### (3) 新規研究

#### ア 被害者に視点を当てた刑事司法（総合）

##### ・ 児童虐待に関する研究

児童虐待問題について、全国の一般市民1万5,000人を対象としたアンケート調査及び被虐待経験者に対する面接調査を実施し、児童虐待の実態を把握するとともに、被虐待経験が心身の健康や社会生活等にもたらした様々な影響及びそれらへの対応の過程を分析し、平成12年度に実施した少年院在院者に対するアンケート調査と併せて、被虐待経験と非行との関連を解明する手がかりを得る。

##### ・ 犯罪被害実態（暗数）調査

実際には、どのような犯罪が、どのくらい発生しているのか、警察に届けられていない暗数を含めた犯罪実態を把握するための調査が、英米等の主要先進国においては定期的に実施されている。我が国の犯罪動向をより正確に把握するとともに、犯罪被害実態に関する国際比較を行うために、国連犯罪司法研究所（UNICRI）を中心として実施された2000年国際犯罪被害実態調査（ICVS）に参加する形で、犯罪被害実態（暗数）調査を実施し、2000年ICVSに参加した先進国のデータを比較、分析する。

#### イ 増加する受刑者対策（矯正）

##### ・ 収容動向を踏まえた施設内処遇の効率化に関する研究

近年増加傾向にある矯正施設被収容者の収容動向のメカニズムの分析及び母数としての犯罪の増減に影響を与えている因子の探索を通して、矯正施設の収容動向の予測を行うとともに、収容動向を踏まえた効率的な被収容者処遇の在り方について検討する。

#### ウ 犯罪防止と司法参加（保護）

##### ・ 地域社会と保護司の機能に関する調査研究

社会情勢や地域社会の変動を背景にした保護司活動の変化を視野に入れて、保護司活動の実態調査を行い、地域社会における一般市民の意識（暗数）調査と比較検討する。

##### ・ 海外の保護観察制度

我が国の更生保護制度は、保護司制度に支えられ、維持・発展してきたが、近年、保護司制度の基盤となっている地域社会の状況と地域住民の意識が大きく変化してきた。今後の我が国の更生保護制度と地域社会のかかわり方を考え、諸外国の犯罪者に対する社会内処遇の制度が、地域社会とどのような関係を築き上げているかを調査研究する。

#### エ 企業活動と犯罪（検察）

##### ・ 企業内のIT犯罪

近年、IT犯罪が注目を集め、重大な社会的課題となっており、その態様や手

	<p>口等を分析し、犯罪の実態を明らかにするとともに、その効果的な対策を講じる上で、役立つ資料を収集する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業犯罪の防止と制裁に関する法学及び経済学的視点からの分析 企業組織内、企業集団（系列、カルテルを含む）内の犯罪と監督責任について、諸外国の制度と比較し、経済学的視点と法学的視点から分析し、企業犯罪防止のための制裁の在り方を検討する。</li> <li>・ 倒産関連犯罪（海外法制） いわゆるバブル経済の崩壊に伴い、大規模な企業倒産や不良債権の回収等をめぐる経済事犯が多発するに至り、経済活動の国際化が進展する中で、経済犯罪も、国際化、大規模化、複雑多様化し、刑事手続の上でも新たな対応を迫られている。我が国における経済犯罪の対応策を考慮する上で、必要となる諸外国の法制度や運用形態に関する資料を収集し分析・検討する。</li> </ul> <p>オ 精神障害と犯罪 刑事司法システムの中の精神障害者は、責任能力が認められて矯正施設に収容される者と責任能力が問えないものとに分けられる。矯正施設に収容される者のうち、約4%が精神障害者であり、これらの者については、処遇上困難な問題が少なくないため、その有効な対応方法を検討する。</p> <p>カ 少年鑑別所被収容少年における薬物乱用の実態に関する調査研究 近年、覚せい剤乱用が低年齢層あるいは一般層へも広がりをみせているとの指摘もなされており、少年における薬物乱用は引き続き注目すべき問題である。 そこで、少年鑑別所被収容少年を対象に、薬物乱用の広がりの実態や各種の薬害教育に対する意識等を調査し、薬物乱用者に対する処遇の在り方を研究し、提言する。</p> <p>キ 保険金詐取目的殺人の実態等に関する研究 近年、耳目を集めている保険金詐取目的殺人について、その犯人像、犯行の態様、捜査の端緒等を分析し、犯人の人格・行動及び犯行の特性に関する資料を得る。</p>
<p><b>評価手法等</b></p>	<p>「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」（平成9年8月内閣総理大臣決定）に基づき、法務総合研究所で実施する研究の評価を適正に実施するため、学識経験者等による研究評価検討委員会を設置して、各研究計画について個別の評価を行った。</p>
<p><b>評価結果</b></p>	<p>各研究について、ニーズに合った研究か、研究の規模や方法等の評価を行った。 その結果、各研究計画は、研究成果がデータベース化されれば、世界的評価ができると思われ、いずれも適切なものであり、計画どおり研究を進めることを了承するとの結論に達した。</p>
<p><b>事後の検証</b></p>	<p><b>1 検証時期</b> 平成14年5月30日</p> <p><b>2 目的等の実現状況</b> (1) 犯罪白書 平成12年を中心とした最近の犯罪動向と犯罪者処遇の実状を概観するとともに、犯罪の認知件数が、戦後最高を更新するなど増加を続けており、治安状況が危惧されている状況に鑑み、「増加する犯罪と犯罪者」を特集とし、特に増加が著しい窃盗を</p>

中心とする財産犯，大型化する薬物犯罪，国民の関心を集めている交通犯罪，新たな問題となっている来日外国人犯罪の4項目について，犯行態様別の経年変化を紹介し，その増加要因を分析した。

(2) 保護観察付き執行猶予者の成り行きに影響を及ぼす要因に関する研究

保護観察期間中の再犯率の高い保護観察付き執行猶予者の成り行きについて調査した結果，近年，受理時では，犯罪性が進んでいないとされる者が増加しているにもかかわらず，終了時では成り行きが良いとされる者が減少しており，実刑前科のある者の方が成り行きが良く，少年時の施設収容処分歴のある者の成り行きが悪いこと，不良集団との関係がある者の成り行きが悪いことが判明するなど，処遇に参考となる資料となった。

(3) F級受刑者の実態と処遇に関する研究

この10年間でF級受刑者数が6倍となっただけでなく，刑法犯の占める割合も全体の6割と高くなった。F級受刑者1,778人について行った調査で，日本語の日常会話が可能な者は6割に近づいたが，英語が理解できる者は2割を下回り，非常に多国籍化しており，処遇の困難さが増している。

新規の調査では，調査対象者の約9割が悔悟の情を示し，7割以上の者は，職員が親切に指導してくれると好意的な評価をするが，約4割の者が母国での受刑を希望しているなどの意識をもっていることが判明した。

(4) 外国人保護観察対象者に係る処遇上の問題点と対応策

近年増加している外国人保護観察対象者の実態について特別調査を行った結果，処遇のための特別プログラムを作成している庁はごく一部にとどまり，しかも言葉による意志疎通の問題が処遇対策の中心的課題となっており，今後の取り組みが期待される。

海外調査では，アメリカと英国の外国人に対する保護観察について調査した結果，いずれも移民受入れに長い歴史と伝統を有する国で，言葉の障壁のみでなく，文化摩擦の問題にも取り組んでおり，我が国の今後の施策の方向性を考える上で参考となる資料となった。

(5) 犯罪被害実態（暗数）調査

2000年暗数調査の国際データにより，先進12か国と我が国を比較研究した結果，我が国の犯罪被害率は，一部（自転車盗）を除いては最も低い，被害申告率が低く，犯罪不安が高い。その一方で自衛手段を講ずることが少なく，厳罰化を国に望む等他国と異なる特徴が判明した。

(6) 収容動向を踏まえた施設内処遇の効率化に関する研究

収容動向に影響を与えている犯罪動向などについて検討し，更に今後の収容動向に影響を与える可能性のある社会現象等についても検討した結果，犯罪動向，収容動向に影響を与えている決定的な社会的因子は発見することはできなかったが，近い将来に収容者が減少に転じる要素がないことが明らかとなった。この結果を踏まえ，今後5年間程度の収容動向について予測した。

(7) 「海外の保護観察制度」，「企業内のIT犯罪」，「企業犯罪の防止と制裁に関する法学及び経済学的視点からの分析」，「保険金詐取目的殺人の実態等に関する研究」，「倒産関連犯罪（海外法制）」，「企業倒産をめぐる犯罪に関する調査研究」，「児童虐待に関する研究」については，継続研究中である。

(8) 「地域社会と保護司の機能に関する調査研究」と「少年鑑別所被収容少年における薬物乱用の実態に関する調査研究」については，資料の収集が困難などの事情で研究の立ち上げを断念した。

	( 9 ) 「精神障害と犯罪」については、立ち上げを延期した。
評価結果に基づく措置状況	<p><b>1 講じた措置の内容及び時期</b>  平成 1 3 年度の研究がおおむね所期の目的を達した（備考欄に記載）との事後の検証等を踏まえ、平成 1 4 年度の研究計画を立て、研究（家庭内の暴力に関する研究・触法精神障害者に関する研究等）を進めているところである。</p> <p><b>2 今後の予定</b>  特になし。</p> <p><b>3 その他</b>  特になし。</p>
備考	<p>1 平成 1 3 年度犯罪白書として公刊</p> <p>2 研究部報告として公刊</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ F 級受刑者の意識等に関する研究</li> <li>・ 外国人保護観察対象者に係る処遇上の問題点と対応策</li> <li>・ 保護観察付き執行猶予者の成り行きに関する研究</li> <li>・ 第 1 回犯罪被害実態（暗数）調査（第 2 報告）</li> <li>・ 児童虐待に関する研究（第 2 報告）</li> </ul>